

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面

2015年(平成27年)11月 日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李		博	盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江 弘	美
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	尾	崎	英	司
同 弁護士	朴		憲	浩

他49名

目 次

- 第 1 はじめに (4 頁)
- 第 2 被告が本件差別行為を行った真の理由 (5 頁)
 - 1 排除派は朝鮮高校の教育内容を理由として、朝鮮高校への無償化法適用に反対していたこと (5 頁)
 - 2 排除派は朝鮮共和国との外交政策を理由として、朝鮮高校への無償化法適用に反対していたこと (6 頁)
 - 3 排除派は「国民の理解が得られない」ことを理由として、朝鮮高校への無償化法適用に反対していたこと (8 頁)
 - 4 被告は排除派が主張した上記 3 つの理由に基づき本件差別行為を行ったこと (9 頁)
- 第 3 本件差別行為の違憲性、条約違反性 (1 1 頁)
 - 1 朝鮮高校の教育内容を理由とすることの不当性 (1 1 頁)
 - 2 朝鮮共和国との外交政策を理由とすることの不当性 (1 6 頁)
 - 3 「国民の理解が得られない」ことを理由とすることの不当性 (1 8 頁)
 - 4 まとめ (1 9 頁)
- 第 4 被告が主張する本件差別行為の理由の不合理性 (1 9 頁)
 - 1 被告が主張する本件差別行為の理由 (1 9 頁)
 - 2 被告が主張する理由の不当性、不合理性 (2 0 頁)
 - 3 まとめ (2 7 頁)
- 第 5 被告主張に対する個別の反論 (2 7 頁)
 - 1 八号以外の要件で支給対象校になれば良いとの主張が暴論であること (2 8 頁)
 - 2 原告らは「朝鮮高校の生徒」という身分を前提とした主張を行っていること (3 1 頁)

- 3 本件差別行為によって原告らの権利が侵害されていること(32頁)
- 第6 さいごに(32頁)
- 1 議論の異常性(32頁)
 - 2 朝鮮高校や在日朝鮮人に対する攻撃、差別の連鎖(34頁)
 - 3 裁判所の役割(35頁)

第1 はじめに

- 1 本準備書面では、原告が訴状25頁において主張した、被告による本件不指定処分および八号削除（以下、「本件差別行為」という。）の違憲性及び条約違反性を明らかにする。
- 2 具体的には、無償化法の制定過程からの国会等における議論、特に朝鮮高校を無償化制度から排除することを求めた者ら（以下、「排除派」という¹。）の主張を分析する。そして、排除派が朝鮮高校の排除を求めた理由、ひいては被告が第2次安倍内閣発足後、日本に存在するすべての高等学校等の中から、朝鮮高校のみを狙い撃って本件差別行為を行った真の理由が、朝鮮高校の教育内容、朝鮮共和国との外交政策、「国民の理解」の不存在、にあったことを明らかにする（本準備書面第2）。
- 3 また、当該真の理由の不当性を論じ、本件差別行為の違憲性、条約違反性を論じる（本準備書面第3）。
- 4 さらに、被告が主張する本件差別行為の理由の不合理性を指摘し、被告が上記の真の理由を明かさず、仮託したものであることを明らかにする。（本準備書面第4）。
- 5 その他の被告の主張についても必要な限りで反論を行う（本準備書面第5）。
- 6 最後に、本件差別行為に至るまでの経緯の異常性、そして朝鮮学校ひいては在日朝鮮人社会が受けた悪影響を概観し、被告の行為が紛れ

¹ 排除派の大半は、野党の自民党議員であった。なかでも、所管である衆議院文部科学委員会の下村博文議員、馳浩議員、参議院文教科学委員会の義家弘介議員は、朝鮮高校の排除を求めた急先鋒であった。

もない差別行為であったということを明らかにする(本準備書面第6)。

裁判所においては、被告による本件差別行為が、日本政府や日本社会が現在も抱える、在日朝鮮人に対する差別性の現れであることを十分に理解していただき、日本政府の行いを断罪する判決を下していただきたい。

第2 被告が本件差別行為を行った真の理由

1 排除派は朝鮮高校の教育内容を理由として、朝鮮高校への無償化法適用に反対していたこと

はじめに

朝鮮高校の教育内容に関する主要な国会で議論の経過は、別紙1の通りである。排除派は、朝鮮高校の教育内容を、ときに「反日教育」、「偏向教育」、「捏造教育」、「我が国の見解と異なる」等と評しながら、朝鮮高校を指定することの一つの大きな「問題」としてとらえていた。

議論の概観

ア 排除派は、外国人学校への無償化法の適用について、無償化法案が文部科学省令に委任しており、法律レベル(国会レベル)において支給の可否を決められない(朝鮮高校を排除できない)仕組みを、当初から批判していた。

イ そして、2010年3月31日、同法が成立し、同年4月1日に無償化規則が定められて以降、排除派は、文部科学大臣による指定に関して教育内容に関する要件や審査基準を定めることで、朝鮮高校の教育内容を確認、審査し、日本政府が「懸念」する教育が行われている場合には指定しないことが可能となる仕組みにすることを求めはじめた。

ウ また排除派は、第2次安倍政権発足までの間、様々な会議体において、「朝鮮高校の教科書」や、公安調査庁の資料等を読み上げて引用し、閣僚

らから当該教育内容が「問題である」旨の答弁を引き出すという手法を繰り返した。

エ しかし、同年8月30日の検討会議報告の公表、同年11月5日の本件規程の決定において、やはり指定に際しては教育内容を要件や基準とすることができないこと、「懸念」される教育内容については、あくまで留意事項として「改善」を要求することしかできないことが明らかになった。

オ そのため、排除派は、本件規程自体の撤回を求めたり、改善要求に強制力を持たせることを求めたりするようになった。

カ なお、朝鮮高校に対する「不当な支配」に関する議論が国会で出てきたのは、本件規程が決定された同年11月5日を過ぎた、同月11日における参議院文教科学委員会が初めてのことであった（甲93）。

小括

以上の通り、排除派は、いかに朝鮮高校の教育内容を理由として不指定処分ができるか、教育内容を要件や判断基準とすることによって教育内容の変更を迫ることができるか、事後的な留意事項という法の仕組みにおいて強制力をもつことができるかという論点を繰り返し提示していた。

排除派は、朝鮮高校の教育内容と、無償化法に基づく指定との法律的な関連付けを試みつつ、それが不可能である限り、朝鮮高校が無償化法上の指定を受けることを一貫して反対し続けた。

2 排除派は朝鮮共和国との外交政策を理由として、朝鮮高校への無償化法適用に反対していたこと

はじめに

国会等における政治・外交上の配慮に関する主要な議論の経過は、別紙2の通りである。

排除派は、「拉致問題の進展が見られない」、「北朝鮮に誤ったメッセージを

送ることになる」といった朝鮮共和国との外交上の政策に関連づけた理由から、朝鮮高校への無償化法適用に反対していた。

議論の概観

ア 拉致問題等、日本政府と朝鮮共和国との外交上の政策の観点から朝鮮高校への無償化法適用に反対する意見は、無償化法案の国会提出前である2009年12月頃から、中井洽拉致問題担当大臣から川端達夫文部科学大臣に申し入れられていた。

イ 2010年2月25日には、鳩山由起夫内閣総理大臣からも、中井洽拉致問題担当大臣の考え方について賛同する発言があり、以降、排除派は、外交上の理由を根拠として朝鮮高校への適用を反対する意見を、国会審議において継続的に主張した。

ウ 一方で、各種学校である外国人学校への無償化法の適用については、政府の統一見解として、「外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものである」こと、最終的には文部科学大臣の責任のもと判断することが、川端達夫文部科学大臣から、国会で繰り返し答弁された。

エ しかしながら、排除派は当該見解自体を批判し、外交上の配慮も含めた「総合的、実質的な判断」、「政治判断」をすることを求め続けた。

同様の主張は、外交防衛委員会や、拉致問題等特別委員会においても行われた。排除派は、各所管の国務大臣等に対し、朝鮮高校に対する適用は反対である旨確認したうえ、文部科学大臣に働きかけるよう求めるというやりとりを繰り返した。

オ 2010年11月24日、延坪島砲撃事件を契機として、朝鮮高校に対する審査手続が停止された。高木義明文部科学大臣は、当該措置について「超法規的措置」だと述べたが、排除派は、「外交上の配慮はしない」との

従前の政府統一見解との矛盾を指摘しつつも、無償化法上の指定手続に外交上の配慮を持ち込むこと自体は批判しなかった。

むしろ、排除派は、朝鮮共和国による大韓民国に対する砲撃により審査手続が停止されるのならば、なぜ日本に対する拉致問題が解決していないという理由では審査手続が止まらないのかという形で主張を展開していった。

小括

以上のような議論の経過や、原告準備書面 第2の3や原告準備書面 第4における主張から明らかなように、排除派は、拉致問題等、朝鮮共和国との外交政策を理由として、朝鮮高校への無償化法適用に反対し続けていた。

3 排除派は「国民の理解が得られない」ことを理由として、朝鮮高校への無償化法適用に反対していたこと

排除派が朝鮮高校への無償化法適用に反対する理由の主なものは、本準備書面第2の1及び2において主張したものであったが、加えて主張されたのは、「国民の理解が得られない」、「国民の税金を投入するわけにはいかない」といった「国民」にひきつけた議論であった。

調査対象者の過半数が朝鮮学校への無償化法適用に反対であるという、FNNと産経新聞の世論調査の結果を引用する(2010年9月8日における衆議院文部科学委員会中の城内実委員の発言等(甲86))、「国民への説明責任」の名のもとに、外国人学校にかかる指定を法律レベルで議論することを求める、本件規程を審議している検討会議の構成員や議論内容の開示を求める、審議会に対しても同様の要求をする、といった詳細な主張も存在した。

排除派は、「国民の理解を得られない」等の「国民」に引き付けた理由を、本準備書面第2の1や2の理由の権威づけや、「多くの国民の反対意見がある」、「国民への説明責任」といった形で援用し、一貫して、朝鮮高校への無償化法

適用に反対し続けてきた。

- 4 被告は排除派が主張した上記3つの理由に基づき本件差別行為を行ったこと
- 下村文科大臣は、就任の二日後には、上記3つの理由に基づき、本件差別行為に及ぶ旨明言し、八号削除の手続きを開始したこと（甲60の1）
- ア 2012年12月26日の第2次安倍自由民主党公明党連立内閣発足直後、排除派の急先鋒であった下村文科大臣は、2012年12月28日の閣僚懇談会において、安倍晋三内閣総理大臣に対し、「朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られ」ないとの理由に基づき、朝鮮学校を「不指定の方向で手続きを進めたい」旨提案したところ、同内閣総理大臣からその方向でしっかり進めてほしいとの指示を受けたこと、そのために、朝鮮学校の指定の根拠となる八号を削除し、朝鮮高校を不指定にすることを、同日の記者会見において明言していた（甲60の1）。
- イ 下村文科大臣は同会見において、朝鮮高校の指定に関する判断については、前政権の政府統一見解を「当然廃止」するとし、教育内容や外交政策を含め、「もろもろの事情を総合的に判断」するとも述べたうえ、上記理由に基づき、朝鮮高校を「対象から外すということ」とまで述べていた。
- ウ また、下村文科大臣は、このタイミングで朝鮮高校を適用外とする判断をした理由について、省令「改正」の意見公募手続きにかかる時間を考えると、朝鮮高校の生徒への就学支援金の予算約2億円を削るためには、「ぎりぎりのタイムリミット」が同日であるとも述べていた。そして同日中に八号削除にかかる意見公募手続きが開始された（甲19）。
- エ このように、下村大臣は、文部科学大臣就任（自民党の政権復帰）のわずか二日後には、排除派の主張をほぼそのまま踏襲した理由を持ち出した

うえ、朝鮮高校を不指定にすると断言し、現に八号削除のための手続を開始した。

八号削除にかかる意見公募手続の結果においても、上記3つの理由は踏襲、維持されていたこと

ア 2013年2月20日に公表された意見公募手続の結果には、「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られないとの観点から、今回の改正を行うものです」等の「文部科学省の考え方」が記載されていた（甲19）。

上記の下村大臣の記者会見の通り、朝鮮高校を不指定にすることを前提として現に行われた意見公募手続の結果の公示においても、排除派の主張していた朝鮮高校排除の理由は維持されていた。

イ なお、被告は甲19について、「個々の意見に対する見解を示したものであって、本件不指定処分又は本件省令改正自体の理由を示したものではない。」と主張する（被告第2準備書面第6の2 等）。

しかし、省令改正にかかる意見公募手続は、行手法39条に基づくものである。そして甲19は、同法43条1項に基づく「結果の公示」手続である。同条項は、「公示しなければならない」事項として、「提出意見を考慮した結果・・・及びその理由」を掲げている（同項4号）。

被告の主張は、行政に「結果の公示」の義務を課し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民（外国人を含む。）の権利利益の保護に資することを目的とした行手法の趣旨（1条）に反するものであるだけでなく、「理由」を公示しなかったという、自らの違法行為（43条1項違反）を正面から認めてはばからない許されない主張である。

下村文科大臣の就任から本件差別行為までに、上記3つの理由について撤

回や再検討がなされていないこと（原告準備書面 第2の 、 等も参照）

ア 国会における議論

特に行われていない。

イ 審査会における審議

朝鮮高校に対する審査は、2012年9月10日の第7回審査会以降、一切行われていない。

ウ 支援室等、行政による朝鮮学校に対する照会等

特に行われていない。

エ 以上のように、2012年12月26日の下村文科大臣の就任から、その二日後の記者会見、同日の意見公募手続の開始、2013年2月20日の同手続の「結果の公示」及び本件差別行為がなされるまでを通して、上記3つの理由の撤回や再検討は一切なされなかった。

まとめ

以上の通り、被告は、下村文科大臣の記者会見時から、本準備書面第2の1ないし3の理由を明言した上、朝鮮高校を無償化法から除外するべく、八号削除の意見公募手続を開始した。そして、被告は同手続の結果の公示においても当該理由を維持したまま、当該結果の公示と同日中に本件差別行為に及んだ。しかも、その間に当該理由の撤回や再検討がなされたことは全くなかったのである。

被告が、自民党の政権復帰後、排除派が主張していた理由に基づき、本件差別行為を行ったことは明らかである。

第3 本件差別行為の違憲性、条約違反性

1 朝鮮高校の教育内容を理由とすることの不当性

原告らの民族教育への権利を侵害するものであること

ア 朝鮮高校の教育内容は、原告らの民族教育への権利の具体的な表れであ

ること（訴状第1の2、第4の1 ウ等も参照）

「教育内容」とは、教科書内の具体的記述、生徒が教師から教わる授業の内容や発言といった具体的・実質的・人格的な教育活動、学校や教師による裁量が強く働き、かつそれが要請される教育活動を含むものである。

原告らが各種国際人権条約や憲法に基づき有する民族教育への権利は、原告準備書面 に述べたような固有の歴史、営みを持つ朝鮮高校での教育活動によって初めて実現される。

被告が本件差別行為の理由とした朝鮮高校の教育内容とは、まさに原告らの民族教育への権利の具体的な表れである。

イ 原告らの民族教育への権利は、憲法違反、条約違反の推定が働く区別事由であること

原告らの民族教育への権利は、在日朝鮮人という民族的出自に基づいて存在する権利であり、そのような権利が、憲法14条1項に例示された「人種」、「信条」、「社会的身分」に当たるのは当然であり、これを区別事由とする別異取り扱いは違憲の推定を受ける。

また、各種国際人権条約は、人種による差別の禁止や、(民族)教育への権利、人民の自決権、マイノリティの権利の保障およびそれらの権利を侵害しないことを締約国に求めている（訴状第4の1、原告準備書面 、原告準備書面 等も参照。）

原告らの民族教育の権利を区別事由とする別異扱いは、条約違反の推定を受ける。

ウ 本件差別行為は、原告らを、民族教育への権利を享受していることをもって無償化制度から締出すものであること

被告は、朝鮮高校の教育内容を理由として、朝鮮高校を日本学校や他の外国人学校と区別し、本件不指定処分を行った。

また、被告は本件不指定処分と同時に八号規程を削除した。

これら不指定処分及び八号削除行為により、原告らが就学支援金の支給を受けるためには、朝鮮高校が1条校になるか、イ号または口号に基づく指定を受けるしか無くなった。

しかし、イ号に基づく指定は、朝鮮共和国と日本政府の間に国交が無い以上、指定を受けることは不可能である。

また、口号に基づく指定や、1条校になるとの選択は、言語、歴史、文化等、朝鮮高校の教育内容の核心部分の変更を迫られるものであり、もはや原告らの民族教育への権利を放棄することを意味する（本準備書面第5の1に詳述）。

つまり被告は、原告らが民族教育への権利を享受していることを理由に、本件不指定処分により原告ら（朝鮮高校）を無償化制度から排除し、同時に八号を削除することにより、民族教育への権利を放棄しない限り、原告らが無償化制度から締出しておくという構造を作り出したのである。

エ 小括

以上の通り、朝鮮高校の教育内容を理由とする本件差別行為は、民族教育への権利を享受することを理由として無償化制度から締出す行為に他ならない。

被告による本件差別行為は、もとより違憲、条約違反であるばかりか、原告らの民族教育への権利の「否定」行為に正面から該当し、B規約27条及び子どもの権利条約30条等に反するものである。

朝鮮高校の教育内容を理由とした本件差別行為が、憲法、各種国際人権条約に基づく原告らの民族教育への権利を侵害するものであり、不当であることは明らかである。

無償化法は、教育内容を理由とする不指定処分を避けるべく構築されたこ

と（原告準備書面 の第 2 等も参考）

ア 無償化法 2 条 1 項 5 号

無償化法 2 条 1 項 5 号及び無償化規則 1 条 2 号八には、多様な実態を持つ各種学校に含まれる外国人学校のうち、生徒が支給の対象となるものについて、「高等学校の課程に類する課程を有するもの」という文言が用いられた。

イ 政府統一見解

外国人学校にかかる指定の判断は、「客観的」に行われることが政府方針として国会等において何度も確認されていた。

ウ 無償化規則 1 条 1 項 2 号イロ号

指定にあたっては、教育内容については判断の基準とせず、本国政府や国際的な評価機関の認定といった客観的・制度的な基準により指定することとなっている（甲 1 1 の 7 頁等）。

エ 検討会議報告

高等学校の課程に類する課程たり得るものを「制度的・客観的に把握する」こと、「教育内容に踏み込まない」ことが明記された（甲 1 1 の 6 頁、甲 1 1 8 ）。

オ 本件規程

本件規程の「指定の基準」にかかる各条項は、授業時数や教員数といった、定量的・客観的な事項が基準とされた。

教育内容を「問題」視する排除派の意見に対しては、かろうじて事後的な留意事項として、法的な強制力を持たない、自主的な「改善」を促せる仕組みにとどまった。

被告の主張によれば、本件規程は教育内容等の「懸念」が何度も主張された「国会の審議を踏まえて」策定されたとのことであるが、それでも教

育内容が要件や基準とはならなかった。

カ 以上のように、無償化法、同法規則、本件規程にいたるまで、無償化法の仕組みは教育内容を理由として不指定処分とすることを予定していない。しかもこの仕組みは、別紙1のように、排除派が朝鮮学校の教育内容について国会で何度も指摘し「懸念」を表明したにもかかわらず、構築されたものである。

他の教育関連法体系上も教育内容に関して権力が関与・介入することは予定されていないこと

ア 例えば私立学校法64条は、私立学校の自主性を尊重する私立学校法の各条項を各種学校について準用しているところ、同法上、私立学校が行う具体的な教育内容について、是正や変更を求める権限は、命令はおろか勧告さえも定められていない。

イ また、八号規程において参考にされた専修学校高等課程設置基準にも、教育内容に関する基準は設けられておらず、その一部の条項が各種学校に準用される学校教育法上も、教育内容に踏み込む権限は何ら定められていない。

ウ このように、無償化法以外の教育関連法体系上も、特に専修学校や各種学校の教育内容に関して、権力が関与・介入することは予定されていない。

エ 中川正春文部科学大臣も国会審議において、「審査基準あるいはこの手続等に関する規程においては、いわゆる専修学校の高等科課程あるいはその設置基準というのをベースに、中学校の教育の基礎の上に高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目の開設を求めるということにしています、これを超える教材の記述等の具体的な教育内容については基準としていない。・・・これは、省令第一条第一項第二号イ、ロに基づいて指定した外国人学校についても、本国政府や国際的な評価機関の認定と

いった制度的、客観的ないわゆる外形基準で指定をしております。それから、先ほど申し上げた専修学校高等課程に係る設置基準においても、各教科等に関する具体的な教育内容について基準を設けてはいません。さらに、私立である専修学校あるいは各種学校の自主性を重んじている私立学校法第六十四条等の趣旨、これも尊重していかなければならないというところがありまして、その辺をぎりぎりいっぱい見た上で、留意事項という形で実質的にその効果を出していくという工夫をしているということでありまして、そのように御理解をいただければありがたいと思います」と確認している（2011年10月26日における衆議院文部科学委員会（甲73））。

まとめ

以上の通り、朝鮮高校の教育内容を理由としてなされた本件差別行為は、原告らの民族教育への権利を侵害するものとして、各国際人権条約上、憲法上、無償化法上許されず、教育関連法体系とも整合性のないものであり、不当であることは明らかである。

2 朝鮮共和国との外交政策を理由とすることの不当性

朝鮮共和国との外交政策と本件差別行為との間には何らの合理的な結びつきも考えられないこと

ア 拉致問題に関して

排除派が、朝鮮高校の指定に反対する理由として、外交上の政策と関連して主張する事情のうち、第2次安倍政権発足後も特に継続して挙げられてきたのは、朝鮮共和国との間の拉致問題に進展が見られないこと（甲60の1、甲19）である。

しかし、拉致問題が進展しないことと、朝鮮高校を指定しないことや八号を削除することが、どう論理的に結びつくのかは、国会等における議論

でも、本件訴訟においても全く明らかになっていない。拉致問題を理由とした本件差別行為の合理性は全くない。

イ 国交正常化に関して

下村大臣の会見や、意見公募手続の結果、被告の本件訴訟での主張においてさえ、朝鮮高校の指定については、「国交が回復すれば現行制度でも対象となる」と主張されている。

これも外交上の政策に関連した理由と考えられるが、やはりそれが本件不指定処分や八号削除とどう関連するかは、必ずしも明らかでは無い。

ウ 小括

以上のように、朝鮮共和国との外交政策を理由として本件差別行為を行うことの合理性は全くない。

また、無償化法上、朝鮮共和国との外交政策を考慮することを許す規定も一切無い。

そもそも、外交政策を理由として本件差別行為を行うことの根底には、朝鮮高校やそこに就学する生徒の人権を侵害することで、朝鮮共和国との外交上の利益を引き出そうとする思考があることを指摘しなければならない。これは、朝鮮高校やそこに就学する生徒の人権を盾にとった思考に他ならない。

このような思考に基づいて本件差別行為を行うことが、憲法上、条約上許されない不当なものであることは論じるまでもない。

在日朝鮮人の存在は、他ならぬ日本政府による植民地支配政策の結果生まれたという歴史的経緯をも考えると、なおさら許しがたいものである。

高木義明文部科学大臣が外交政策を理由とする審査停止措置の違憲性を認めざるを得なかったこと

被告は、2010年11月23日、政府統一見解に反して、政治外交上の

理由から審査手続を停止した。

指定手続の責任者である高木義明文部科学大臣は、この審査停止措置について法律に基づかない「超法規的措置」であった旨、国会において答弁している(2011年8月8日における衆議院予算委員会(甲113))。そして、原告らを含む朝鮮高校に就学する生徒は、この「超法規的措置」により、約9ヶ月にもわたり、審査が停止されるという不利益を被った。

権力が人の権利を制約するためには、法律上の根拠が必要であることは、憲法上の大原則(憲法41条違反)である。高木文科大臣の答弁は、自ら違憲行為を行ったことを認めたという異様な事態であった。

これは、外交上の問題を理由として、原告らに無償化法条の不利益を課すことの不当性が、顕著に表れた例である。

小括

以上のとおり、朝鮮共和国との外交政策と本件差別行為には、何ら合理的な結びつきがなかったこと、実際に外交上の配慮を理由としてなされた審査停止措置について、文科大臣自らが違憲であることを認めざるを得なかったことからして、朝鮮共和国との外交政策を理由として本件差別行為を行うことが不当であることは明らかである。

3 「国民の理解が得られない」ことを理由とすることの不当性

人権の理念に悖ること

国会等の議論では、「国民の理解」に引きつけて、「国民の多くが反対している」、朝鮮学校に対する無償化法の適用に過半数が反対しているとの世論調査が引用されることが多かった。

ここから読み取れる排除派の考え方は、人権とは「日本国民の多数派」の意見により生殺与奪が可能というものである。

日本国憲法が「国民主権」を定め、国政選挙を通した「全国民の代表者」

たる議員が、いかに多くの「国民の理解」を得ようと、それ自体が人権の侵害を正当化する根拠にはならない。むしろ多数派の「理解」があったとしても、不可侵なものとして、その価値が発揮されることこそが人権の理念である。

「国民の理解が得られない」ということを理由に、原告らに対して本件差別行為を行うことは、人権の理念にもとるものであり、許されない。

「国民の理解」は測定不能、曖昧模糊であること

もとより、「国民の理解」なる概念は測定不能、曖昧模糊なものである。これを根拠として国家の行為が正当化されるのならば、例えば無償化法の適用を受ける外国人学校の範囲などは、至って恣意的に決められうる。

小括

このように、「国民の理解」を理由として本件差別行為を行うことは、人権の理念に悖り、測定不能、曖昧模糊とした人権制約根拠を与えるものであり不当であることは明らかである。

4 まとめ

以上のとおり、本件差別行為は 朝鮮高校の教育内容、 朝鮮共和国との外交政策、 「国民の理解」が得られないことという、正当化する余地のない不当な理由に基づくものである。

本件差別行為は、憲法 14 条、13 条、26 条、各種国際人権条約に反する。

第 4 被告が主張する本件差別行為の理由の不合理性

1 被告が主張する本件差別行為の理由

本件差別行為の合理性に関して、被告は、 朝鮮共和国や朝鮮総連による影響力が否定できず、その関係性が「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がなされていることについて十分な確証が得られなかったこと、 就学支援金を支給したとしても、授業料に掛かる債権に充当されないことが懸念さ

れたこと、から 規定 13 条に適合すると認めるに至らなかった、と主張する。

しかし、被告が主張するこれらの理由は不当かつ不合理である。

以下、詳述する。

2 被告が主張する理由の不当性、不合理性

被告の主張する心証や判断過程に基づく本件差別行為は、「人種差別」(人種差別撤廃条約 1 条 1 項)にあたること

ア 本件差別行為は不明確かつ恣意的な心証に基づくこと(原告準備書面第 2 の 3 も参照。)

被告は、 の理由について、「不当な支配」があると認定したものではなく、「不当な支配」にあたらぬことや、適正な学校運営がなされていることについて十分な確証を得ることができなかったと主張する(被告第 2 準備書面第 10 の 3)。

また、 の理由についても、被告は、授業料に掛かる債権に充当されないことが「懸念」されたと主張し、 の理由も、「規定 13 条に適合すると認めるに至らなかった」と主張している。

このように、被告は「十分な確証がない」、「恐れ」、「疑い」、「懸念」という不明確な段階の心証(理由)のまま、本件差別行為に及んだものである。

イ 本件差別行為の判断過程が明確でないこと

被告は本件差別行為の判断過程について、被告第 1 準備書面第 5 の 3 において「考慮した事情」を列挙している。しかし、それらのほとんどは各種報道や公安調査庁の調査結果等、外部からの指摘があったことの適示に過ぎない。

また被告は、当該指摘があったこと自体から、「同校において適正な学校運営がされていないと疑われる事情」や「朝鮮総連が朝鮮高級学校を利

用して資金を集めていると疑われる事実」があったとして、本件差別行為を行ったと主張する。

このように、被告は本件差別行為の判断過程において、いかなる資料からいかなる事実認定をしたのか、その事実に対してどのような評価をしたか、その結果、要件該当性を認めたのかもしくは認めなかったのかを明らかにできていない。

特に、「不当な支配」に関する判断については、そのメルクマールについて原告からの求釈明(原告準備書面 第3の)があったにもかかわらず、被告はこれに答えていない(被告第2準備書面第10の2)。

ウ 本件差別行為は「人種差別」(人種差別撤廃条約1条1項)にあたること
朝鮮学校や原告らを含む在日朝鮮人は、戦後一貫して日本政府や日本社会からの敵視、差別、偏見にさらされてきた。

在日朝鮮人は、被告が援用する各種報道等のように、内容の信用性に乏しく偏見に満ちた「指摘」であったとしても、「不当な支配」や「就学支援金の流用」の「おそれ」や「疑い」をかけられやすい立場にある。また従前の偏見とあいまって、それを払拭することも困難な立場にある。

被告は、上記アイの通り、外部からの「指摘」の存在を根拠に、不明確な判断過程のまま、不明確な心証のまま、いわば日本社会の偏見に乗じて本件差別行為に及んだものである。

被告の本件差別行為は、原告らが在日朝鮮人という「人種」、「民族的出身」に基づいて、平等の立場で人権を享有しまたは行使することを妨げる目的や効果を持つ、「人種差別」(人種差別撤廃条約1条1項)に当たる。

被告が主張する規程13条の趣旨は各種国際人権条約や憲法に反する解釈であること(原告準備書面 、 も参照)

ア 被告の主張

被告は、就学支援金の授業料にかかる債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の適正な運営を求める本件規程 13 条の趣旨について、「国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであると確認できることが必要である」ことから設けられたと主張する（被告第 2 準備書面の第 2 の 2 等）。そしてこれに適合しない恐れや懸念がある場合には、「あえて財源を捻出し、国民全体に経済的負担をかけてまで就学支援金を支給するのは、支給法や本件規定の趣旨に反する」として、本件差別行為の合理性を主張する（第 2 準備書面第 1 の 1）。

イ 被告の主張は各種国際人権条約や憲法に反すること

被告の主張は、八号に基づく申請をした各種学校の外国人学校について、どの学校が「国民の租税負担をしてまで、生徒の経済的負担を軽減するのにふさわしいか」（被告第 1 準備書面）という恣意的な枠組によって、指定の可否を決めるものである。

被告の主張は、就学支援金の支給は「権利」、「人権」ではなく、あくまで国家による「恩恵」であるというものであり、権力のフリーハンドのもと、指定対象を選定できるという視点に立つものである。

被告は、無償化法の趣旨にこの恣意性を読み込むことにより、上記の不明確な心証、不明確な判断過程に基づく本件差別行為の正当化を図っている。

しかし、被告は、A 規約 13 条の 2 (b) に基づき、「特に、無償教育の漸進的な導入」により「すべてのもの」に対して、中等教育の機会を保障するための具体的な措置を取る条約上の義務を負っている。

無償化法に即していえば、多様な教育を行うことができる各種学校として認可を受けている外国人学校について、日本政府は、同法 2 条 1 項 5 号「高等学校の課程に類する課程を置くもの」たる教育を受ける「すべての

もの」を適切に把握し、平等に就学支援金を支給する義務を負っていたものである。

だからこそ、無償化法は無償化規則 1 条 1 項 2 号イロでは把握できない学校についても、八号を設けることによって指定できる仕組みとなったのである。そして、条約は法律の上位規範であり、法律は条約に適合的に解釈適用されなければならない（憲法 98 条 2 項）。

したがって、八号に基づく指定を恣意的に行い、就学支援金の支給は国家の「恩恵」であるとする被告の無償化法の解釈は、日本政府が負う上記条約上の義務に真っ向から反するものであり、ひいては各種国際人権条約、憲法に反する。

「不当な支配」の審査は朝鮮高校における教育内容への介入となること

ア 「不当な支配」の審査は教育内容に渡らざるを得ないこと

下村文科大臣の記者会見(甲 60 の 1)や意見公募手続の結果(甲 19)においては、本件差別行為の理由について、「朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政面において影響が及んでいること」とされていたところ、本件訴訟において被告は、その理由を「朝鮮民主主義人民共和国や朝鮮総連による影響力は否定できず、その関係が「不当な支配」にあたらぬことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証が得られ」ない(被告第 1 準備書面第 5 の 3 等)として、「教育内容、人事、財政面」といった要素を削っている。

しかし、被告が審査にあたって考慮し、朝鮮学校に照会したという事情(とりわけ被告第 1 準備書面第 5 の 3)をみると、それらの事情は、明らかに定量的、客観的な事項にとどまるものではなく、朝鮮学校における教育内容にわたる事項である。

このことは、本件差別行為後の、2013 年 5 月 20 日における参議院

決算委員会において、安倍晋三内閣総理大臣が、「教育内容、人事、財政に対して言わば朝鮮総連の影響が及んでいることは事実」と発言していることから明らかである。

また被告は、「不当な支配」の定義について、「国民全体の意思を代表するものとは言えない一部の社会的勢力（政党、官僚、財界、組合等）が、党派的な力として教育に不当に介入してくることをいう」と主張する（被告第2準備書面第10の2）。

仮にこの定義に沿って「不当な支配」の有無を審査するとしても、教育が「国民の意思を代表するもの」か、「党派的」かどうかを審査せねばならず、文言の性質上、それらの事項は定量的、客観的に把握できるものではなく、具体的な教育内容の審査に及ばざるを得ない。

- イ 教育内容の審査は、学校や教師の教育の自由、生徒の学習権、教育を受ける権利、民族教育への権利を侵害すること（本準備書面第3の1も参照）
（ア）「教育内容」は権力からの介入に対して脆弱であること

「教育内容」とは、本準備書面第3の1 アに主張したような概念であり、多岐かつ詳細な範囲に渡るため、その外延や当否自体を明確にしづらい性質を持つ。

したがって、「教育内容」を理由として無償化法の適用／不適用を判断する場合には、判断基準を適切かつ明確に立てることは困難であり、教育内容に対する審査範囲や審査密度が恣意、過剰にわたる恐れが非常に強い。

被告の主張によっても、「国民の意思を代表するもの」か、「党派的」か、「北朝鮮や朝鮮総連の影響を受けているか」等という基準は、非常に不明確である。

中川正春文科大臣は、「この教育の内容についてコミットをしていくと、

際限なくその中身についての議論に恐らく広がっていくんだらう、こういう懸念があります。」と、教育内容に対する権力の介入の危険性を認めていた（2011年10月26日における衆議院文部科学委員会（甲73））。

このように、「教育内容」とは権力の介入に対して脆弱な性質を持つのである。

（イ）学校や教師の教育の自由を侵害すること

教育内容が審査対象となった場合、申請した学校や当該学校の教師は、前記の教育内容の脆弱性があるなか、指定を受けるために、国が求める教育内容に際限なく合わせていかざるを得なくなる。

その結果、国が学校の教育内容に介入して、「不当な支配」を及ぼす契機が生じ、ひいては学校や教師の教育権が侵害されることとなる。

（ウ）生徒の学習権、教育を受ける権利、民族教育への権利を侵害すること

教育内容が審査対象となった場合、指定の申請をした学校に通う生徒としては、学校が指定を受けるために教育内容の変更に応じた場合には、そこでの教育を受けたいと望んで就学を選択した学校の教育内容が、国の介入によって歪められてしまう。そして、学校が教育内容の変更に応じないことを選んだ場合には、就学支援金を得ることができないため、相対的に通うことが困難となってしまっただけでなく、自らが受けたいと望んで選んだ教育内容が、まさにその内容を理由として権力によって否定されるというネガティブなメッセージを受け取ってしまう。

その結果、生徒の学習権や教育を受ける権利、民族教育への権利は、完全な実現が不可能となり、侵害されてしまう。

ウ まとめ

教育とは、子どもが尊厳ある個人として成長し、人格を形成していくに

あたって、かけがえのない重要な価値を有するものである。国家等の権力が、就学支援金といった給付処分を盾にして、私人の教育活動に介入し、教育の自由、学習権、教育を受ける権利、民族教育への権利を侵害することは、いかなる理由があろうと許されない。

被告が主張する、「不当な支配」がないことの確証を得られなかったという本件差別行為の理由は、むしろ被告が朝鮮高校への「不当な支配」を及ぼしかねない、教育内容への介入を生じさせる不当かつ不合理なものである。

被告が主張する本件差別行為の理由は、朝鮮高校の自主性を侵害し、原告らの民族教育への権利を否定するものであること

ア 被告は、被告第1準備書面第5の3の事情等を挙げた上、朝鮮共和国及び朝鮮総連との関係や影響力が「否定できない」ことから、「不当な支配がないこと」や「適正な学校の運営」の十分な確証がもてないことを理由として本件差別行為に及んでいる。

イ 被告が主張するこの理由は、究極的には、朝鮮高校が指定を受けるためには、朝鮮共和国や朝鮮総連との関係を断つことを迫るものである。しかし、原告準備書面 で主張した朝鮮高校の歴史や、原告準備書面 の第3で主張した朝鮮高校の自主性の観点からして、朝鮮共和国や朝鮮総連との関係を断つことは、朝鮮高校における民族教育の意義が失われることを意味する。

ウ 被告の、このような理由に基づく本件差別行為は、朝鮮高校における教育の自主性を侵害し、原告らの民族教育への権利を否定するものである。

行手法5条の趣旨に反すること

ア 本件規程は、行手法5条1項の「審査基準」にあたる。同条が、行政庁に具体的な審査基準を定める義務を課し、公にさせるものとした趣旨は、

審査過程における、行政庁の恣意・独断を排し、裁量権の濫用を防止するとともに、申請者にとって行政機関の応答の予測可能性を高め、もって申請者の手続的権利を保護することにある。

イ 本件では、被告は、突然「不当な支配」概念を読み込んだ主張を行う一方、その判断にかかるメルクマールは、今に至っても明らかにできていない。申請者としては、本件規程 13 条の記載から、「不当な支配」の有無の審査が行われることやその判断基準も予測できず、申請に当たっての十分な準備や、行政の応答の予測可能性を立てることなど到底不可能である。

ウ 被告が主張する理由や心証の程度、不明確な判断過程でもって、本件差別行為を行うことは、行手法 5 条の趣旨に反する不当なものであり、不合理である。

3 まとめ

被告は本件訴訟に至っても、本件差別行為の理由について、不明確な心証(理由)と判断過程しか主張できず、それが上記のように実体面、手続面において不当かつ不合理な結論を生じさせている。

被告がこのような主張をせざるを得ないのは、主張とは別の不当な理由に基づき、朝鮮高校を無償化の対象から外すことありきで、本件不指定処分に向けた手続を進めたからに他ならない。

その後、不指定処分を行った被告は、真の理由を維持しても、その不当性を逃れることが困難であったため、それらの理由を翻し、朝鮮高校を除外する理屈を本件規程 13 条に仮託したのである。

被告が真の理由を翻して、本件訴訟で主張する理由すら、不当かつ不合理な結論とならざるを得ないことが明らかになったことこそ、被告が、朝鮮高校を無償化の対象から除外する理屈を本件規程 13 条に仮託したことの証左である。

第 5 被告の主張に対する個別の反論

1 八号以外の要件で支給対象校になれば良いとの主張が暴論であること

被告の主張

被告は、第2準備書面において、「本件省令1条1項2号八の規定の削除により、朝鮮高級学校や同種の外国人学校が支給対象校となる可能性が一切閉ざされてしまうわけではない。…制度上、都道府県知事の認可を受けて学校教育法1条に定める高等学校等となること…や、国際的に実績のある学校評価団体の認定を受けること…などが可能であり、就学支援金の支給対象校となりうる」(同書面第6の1(2))と主張する。

しかしながら、被告の主張は、八号を削除したことを正当化できる主張ではないことは勿論、むしろ朝鮮高校やそこに通う原告らに対する差別意識に基づいた暴論であって到底許容できるものではない。

「1条校」は日本国民を対象とした制度であること

ア 教育基本法は、その前文が「我々日本国民は」という文言から始まり、同法1条で教育の目的として「国民の育成」、同法2条5号で教育の目標として「我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し」との文言が使用されていることから、日本国民を対象とする教育について規定する法律であることが明らかである。

イ また、同法6条1項は、教育を実施する機関として「法律に定める学校」は国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが設置できると定めており、これを受けて、学校教育法1条において「学校」の定義が定められている。このことから、学校教育法1条に該当する学校、いわゆる「1条校」については、日本国民を教育するための学校であることは明らかである。

現実の教育内容を規定する学習指導要領においても、第1章「総則」第1款「教育課程編成の一般方針」2では「日本人を育成するため」との方針が掲げられている。

ウ 以上のとおり、いわゆる「1条校」は、専ら日本国民を教育するための学校であり、日本国民ではない生徒が大半である朝鮮学校のような外国人学校に対し、「1条校」になればよいということは、日本国民となるための教育を受ければよいということと同意義であり、不合理極まりない主張である。

エ 朝鮮学校における教育においても、学校教育の主たる目的のひとつ（そして最も重要な点）は民族教育を通じた朝鮮民族としてのアイデンティティあるいは自己肯定・自尊心の確立の点にある。このことを無視して、「1条校」になればよいという主張がなされるのは、日本国民とは異なる文化、風習、歴史等を持っている外国人に対し、その文化、風習、歴史等の多様性を尊重する意識を欠いているからに他ならない。

「1条校」になると朝鮮学校の教育目的が達成できないこと

ア 実際の教育内容という点からみても、1条校の教育は基本的に日本語で行われるものであり、現在朝鮮学校が行っている授業及び学校生活全てを基本的に朝鮮語で行うという教育実践は維持できなくなる。そうすると、朝鮮民族のアイデンティティの確立のために重要である朝鮮語の学習は、「外国語」「課外授業」でしか学習することができなくなってしまっただけでなく、その授業時間数も制限され、その結果、民族教育は著しく制約される。

イ 他にも「1条校」における地理や歴史についての教育は「日本国から見た視点」を基軸になされる。例えば、日本による朝鮮半島の植民地支配については、日本から見れば日韓「併合」であり、終戦により「終了」したものであるが、朝鮮半島から見れば「侵略」であり終戦は「解放」である。日本国民と異なる文化、風習、歴史を持つ朝鮮民族にとって、視点の違いだけでこれだけ教育内容は変わる。このような異なる視

点から学ぶことは、朝鮮民族のアイデンティティの確立のために重要であるが、学習指導要領及び検定教科書に拠った「1条校」の学習においては、このような視点自体についても制約を受けることになる。

ウ 以上のとおり、朝鮮高校が1条校となることは、その教育目的を放棄するに等しく、朝鮮学校の存在自体あるいは存在意義を否定するものである。

本件省令1条1項2号イ又はロによる指定の問題点

被告は、八号を削除したとしても、同イ号又はロ号の指定を受けることにより、又は学校教育法1条に定める高等学校の認可を受けることにより支給対象校となることが可能であるとも主張する。

しかし、このような被告の主張は、イ号及びロ号に該当しない外国人学校が存在するために、八号が設けられた制定経緯を無視したもので誤りである。

イ号に該当するためには、日本と朝鮮共和国との間に国交が回復し、「大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることが確認できるもの」となる必要がある。しかし、現に日本と朝鮮共和国の間には国交がなく、朝鮮高校がイ号により指定を受けることは不可能である。

また、ロ号に該当するためには、英語やフランス語等、欧米圏の言語による教育を実施して、国際的に実績のある学校評価団体による認証を受ける必要がある。これは、朝鮮高校が朝鮮語という民族語による民族教育を行うことができなくなることを意味している。

そもそも、八号は原則規定であり、イ号、ロ号は例示規定に過ぎない。無償化法は、「高等学校の課程に類する課程を有するもの」に何らの制限を付しておらず、また、各種国際人権条約は、いずれも中等教育に対する無償化の導入を無制限に要求しているからである。

小括

以上のとおり、他に就学支援金を受給するための各要件が存在するのであ

るから、その要件で支給対象校になれば良いとの被告の主張が、いかに不合理であり暴論であるかは明らかである。

被告がこのような主張をするのは、朝鮮高校やそこに通う原告らに対する差別意識、無理解によるものであり、到底看過できるものではない。

2 原告らは「朝鮮高校の生徒」という身分を前提とした主張を行っていること
被告の主張

被告は、「支給法は、当該学校が支給対象校としての要件を満たす学校か、そうとはいえないかによって区別しているのみであり、生徒自身や生徒の国籍によって区別しているわけではない」ことから、「本件差別行為は、人種・国籍に基づく不合理な差別には当たらない」旨主張する（被告第2準備書面第3の4項）。

原告らの主張

しかしながら、原告らは、自らが朝鮮高校に通い、民族教育への権利を享受する生徒であるという身分を前提として、本件差別行為が違憲・違法であると主張している。

原告らは、朝鮮高校だけを恣意的に排除したこと自体が違憲・違法だと主張しているのであって、「学校教育法1条に規定する高等学校に在学する生徒であれば、国籍にかかわらず等しく無償で教育を受け又は就学支援金を受給することができる」という被告の主張は、原告らの主張に対する反論の体をなしていない。

それだけでなく、被告の主張は、就学支援金が欲しければ、朝鮮高校ではなく他の支給対象校へ進学すれば良いと言わんばかりのものである。このような主張が、民族教育や人民の自決権を軽視する不当なものであることは繰り返し述べてきたところであり、被告の在日朝鮮人に対する差別意識を象徴する主張であると言わねばならない。

3 本件差別行為によって原告らの権利が侵害されていること

被告の主張

被告は、「就学支援金の支給対象校としての指定処分は、いわゆる給付行政・給付処分であり、処分の性質それ自体は、侵害行政あるいは侵害処分ではない」から、「『人民の自決権』を侵害するものではない」と主張する（被告第2準備書面第3の3項）。

原告らの主張

しかしながら、原告らは、九州朝鮮高校が「高等学校の課程に類する課程」を置くものとして、八号の指定を受けることにより、就学支援金の受給資格を取得する地位にある。

よって、文科大臣の行った不指定処分は、原告らの受給資格を取得する権利又は法的利益を直接侵害する。

その結果、原告らは、他の支給対象校と比較して、1人あたり年額11万8,800円の授業料を余分に負担しなけらなくなかった。

それ以上に深刻なことは、本件差別行為が、朝鮮高校の存在意義を否定し、そこに通う原告ら生徒に屈辱感を与えるにとどまらず、日本社会における在日朝鮮人に対する差別意識をいたずらに助長したことである。

第6 さいごに

1 議論の異常性

条約及び法の趣旨からみた異常性

ア 本準備書面第2でみたように、国会等では、いかなる各種学校を就学支援金支給の対象として指定すべきか、特に、朝鮮高校を同指定の対象とするか否かについて、詳細な議論が交わされていた。

イ しかし、何度も主張したように、無償化法は、日本政府が社会権規約13条2(b)の留保を撤回するべく制定された法律である。そのため、日

本政府は同条約の条項にもとづき、「すべてのもの」を平等に把握した上、就学支援金を支給する義務を負っていたものである。

ウ 日本政府が条約に基づいて負う義務から考えれば、各種学校の中から対象とすべき外国人学校を選び出すかのような議論や、朝鮮高校のように特定の学校を同指定の対象とするかどうかを詳細に議論されること自体が、そもそも異常である。

だからこそ、文科大臣等は当初、朝鮮高校の指定を「問題」視する国会等での意見に対して、規程の策定や指定処分は、「朝鮮学校を対象に入れるかどうか」という観点から行うものではない」と繰り返し答弁していたのである。

エ しかしその異常な議論は、排除派の議員から、朝鮮高校を無償化制度から外すための法案（八号を削除し、イロ号を法律レベルで規定する内容）が提出されるほどにまで増大化していった（甲119、甲120）。

原告らや朝鮮高校の視点から見た異常性

ア 国会における議論を朝鮮高校の側からみると、法律の予定している手続とは全く逆のプロセスをたどる異常事態であった。

朝鮮高校としては本来、無償化法が成立し、指定の根拠となる省令が定められ、指定の判断基準及び手続きに関する本件規程が定められれば、朝鮮高校が指定を受けようと考えた場合には、本件規程に沿って申請をし、審査会等による審査を経て、処分を受けるというだけであった。

無償化法が想定していたのは、このような一般的な申請手続とそれに対する処分というプロセスである。

イ しかし、国会において特に排除派からなされた議論は、まだ法案も省令も規程も定められず、朝鮮高校が申請もしていない(できない)段階から、本準備書面第2で見たような「理由」をあげつつ、朝鮮高校を無償化制度

から外すための制度構築を求めるといふ、本来のプロセスとは逆の異様なものだった。

ウ 排除派が本来のプロセスと逆の議論をたどったことから、排除派を引き継いだ被告が、朝鮮学校のみを無償化法から除外するという差別行為に及んだことが推認できるものである。

2 朝鮮高校や在日朝鮮人に対する攻撃、差別の連鎖

議論の過程において

ア 本準備書面第2で見たように、国会の場で、朝鮮学校の教育内容や、朝鮮共和国、朝鮮総連との関係等が、延々と議論された。特に朝鮮高校を無償化制度から排除すべきだという意見が多数でてくるなかで、「国からお金を出せないなら、地方からも出せない」といった形で、朝鮮学校への補助金の打ち切りを検討したり、補助金支給について教育活動に関わる要件を加重したりする地方自治体が現れ始めた（大阪府について甲121、東京都について甲122）。

イ これらの動きは、朝鮮高校が指定/不指定処分を受けても無ければ、審査が始まってもない段階から生じたものであり、排除派が本準備書面第3で検討したような不当な理由を隠しもせず主張していた時期から生じたものである。

ウ 「朝鮮学校を無償化の対象とするべきではない」という、なんの合理性も無く叫ばれた差別的な意見だけが大きく受け止められ、朝鮮高校（原告ら）は突如補助金を打ち切られるという不利益を被った。そして、それら自治体の補助金見直しや打ち切りは、今度は排除派によって自らの論拠の一つとして援用され、本件差別行為が行われるに当たって相互補完的な役割を果たした（2010年10月21日参議院文教科学委員会における義家弘介発言（甲89））。

今後において

ア 本準備書面第4の1や準備書面 の第3の4で指摘したように、被告は乙24ないし乙33のように、信用性も無い一方的な報道、団体等の意見、所管の異なる行政機関の資料等の存在を根拠に、「十分な確証が得られない」、「疑い」、「懸念」、「おそれ」、等のいたって曖昧な心証をとり、本件差別行為に及んでいる（それら報道や資料等の内容と、被告の主張する理由との結びつきが明らかでないものも多い）。

イ 朝鮮高校に対する外部からの指摘を鵜呑みにして援用し、「不当な支配がないとはいえない」、「就学支援金の流用のおそれが否定できない」といった抽象的かつ曖昧な心証に基づき、朝鮮高校で民族教育への権利を享受する原告らに不利益を課すという被告の行為は、まさに偏見、差別に基づくものである。

ウ このような被告の行為を許すと、社会が差別的になればなるほど、権力としては当該差別に基づき、「適法」に被差別者に対して不利益を課せることとなってしまう。

3 裁判所の役割

上記のように、被告による本件差別行為は、その過程で異常な議論がなされ、朝鮮高校や在日朝鮮人社会に対する新たな攻撃、差別を呼んだ。そして今後もさらなる攻撃、差別を生みかねない。

この被差別者に対する攻撃、差別の連鎖こそが、本件差別行為が有する人種差別の「効果」である（人種差別撤廃条約1条1項）。

裁判所は、人権救済のための最後の砦である。こと本件は、日本社会の少数者である在日朝鮮人の人権に関わる事件である。

裁判所が被告の本件差別行為を許容してしまうことは、朝鮮高校や在日朝鮮人に対する差別の連鎖を容認するだけでなく、助長することを意味する。

裁判所におかれては、各種国際人権条約や憲法の名宛て人であり、この差別の連鎖を止める義務を負っていることを自覚していただき、勇気ある判決を下していただきたい。

以上